



社協ワーカーだより

No.47 平成28年8月

地域のみなさんや関係機関の方々に向けて社協ワーカー（職員）の動きや社協の事業について情報発信するお便りです！！

発行：福岡市社会福祉協議会地域福祉課（Tel.720-5356）
各区社会福祉協議会

～遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり～

世帯（家族）の縮小といった社会的構造の変化を背景として、死に備えて自身の希望を書き留めておく「エンディングノート」に象徴される「終活」への関心が広がるなか、遺言を公正証書で作成する人が増えています。

このような変化のなかでも特に注目されるのが、東日本大震災や熊本地震といった大規模災害等を契機とした社会貢献意識の高まりと相俟った「遺贈」です。

本会では、「遺産を社会のために活用したい」という市民の思いをカタチにするための受け皿となり、その財産を本会が実施する先駆的・開拓的事業へ活用することによって、社会課題を解決したいと考えています。また、その遺産に含まれる不動産を、共生型の地域福祉拠点として活用していきます。



リーフレットを作成しました



【空き家活用事例】

なかしまホーム

遺贈により東区社協が所有している不動産です。以前は、障がい者のグループホームなどへの入居を希望する方を対象に、宿泊体験を行う場として活用していました。

今後は、地域包括支援体制の基盤をなす住まいの拠点づくりとして、シェアハウス等への転用を図ろうと検討しているところです。



その他にも、空き家をふれあいサロンや地域カフェ、こども食堂やフードバンクの食料庫、シェルター等へ活用しようと検討している事例があります。

これらについては、本会だけではなく一般社団法人古家空家調査連絡会（建築士、税理士、弁護士等で構成）など、他の関係団体と共働して取り組んでいます。

取組みにご関心のある方、空き家の活用を検討中の方などおられましたら、ぜひ下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】福岡市社会福祉協議会地域福祉課事業開発係（Tel：720-5356）

～住民からの連絡で必要なサービスにつながった事例～

集合住宅に住む80代の男性Aさんについて、近隣校区に住んでいる知人から区社協に相談がありました。「Aさんは障がいもあり、自分も気にかけてはいるが、いざという時にすぐにはかけつけられない。このままでは、孤立死しても誰にも気づいてもらえないのではと心配である。」とのことでした。

Aさんは、何とか日常生活は送っていますが、ひざに持病があり歩行が困難で、10分ほど歩くと少し休憩が必要というような状況とのことでした。



早速職員がAさんを訪問してみると、3時間にわたりご自身の不安や困りごとなどをお話しされました。癌を患っていることや部屋の片づけのことなど、いろいろな不安を抱えているようでした。特に親族やご近所との交流がなく、病気などで動けなくなっても誰にも気づかれなことが不安だと、心の内を明かしてくれました。

そこで、まず、誰かに気づいてもらったり、自分から緊急事態を発信したりできるよう、「声の訪問」や「緊急通報システム」を紹介し、後日一緒に区役所で利用の手続きを行いました。

また、民生委員さんにもAさんの見守りをお願いに行きました。実は民生委員さんも以前から心配していて、外からのさりげない見守りはされていたようで、継続的な見守り支援を快くお受けいただきました。

その後、区役所で福祉乗車券の更新手続きや、いきいきセンター等とも連携し、買い物に行くときに使えるシルバーカーのレンタル手続きを行うなど、Aさんにとって住み慣れた地域でより暮らしやすくなるための環境整備を進めていきました。



今回、「地域に困っている人がいる」という住民からの発信によって支援につなげることができました。このようなご相談をいただける、そして対応できる社協であることが今後ますます求められると考えています。

今月の 気（KEY）になる！！キーワード



「フレイル」



フレイルとは英語の「Frailty（フレイルティー）＝虚弱」が語源となった言葉で、健常な状態と要介護状態（日常生活でサポートが必要な状態）の中間の状態をいいます。具体的には、体重減少、疲れやすさの自覚、日常での活動量低下、歩行速度の低下、筋力（握力）の低下などを指します。関連するものとして「ロコモティブシンドローム」という言葉もありますが、フレイルの方がより広い範囲の概念とされています。

多くの高齢者は、健常な状態から、フレイルの時期を経て要介護状態に至るため、フレイルを早期に発見し、適切な対応をすることで、再び元気を取り戻し、健康寿命を延ばすことが可能になるとも言われています。そのため、超高齢時代を迎える今、このフレイルを予防するために、高齢者に運動や食事、社会活動に参画してもらおうきっかけづくりが始められているところです。

『敬老の日』と『老人の日』の違いを知っていますか？

以前は9月15日が『敬老の日』でしたが、平成13年のハッピーマンデー制度で、9月第3月曜日が『敬老の日』になりました。高齢の人に感謝して敬う日は日本ならではの祝日といえます。



また、老人福祉法が改正され9月15日は『老人の日』、9月15日を含む1週間は『老人週間』となりました。この期間は、高齢になっても安心して暮らせる社会をテーマにした行事が各地で行われています。

お問合せ：西区社会福祉協議会 TEL：895-3110